

## 新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の設置について

### 1 趣 旨

景観まちづくり審議会の効率的な運営を図るため、審議会内に小委員会を設置する。

### 2 根 拠

新宿区景観まちづくり条例 第31条

新宿区景観まちづくり条例施行規則 第40条、第41条

### 3 議題とする事項

(1) 条例第31条第2項に定める委任事項

(2) その他

① 新宿区景観まちづくり計画改定等についての助言

② その他、景観まちづくり施策についての助言

### 4 小委員会の委員構成

【規則第40条第1項】

審議会委員のうち、会長が指名する者 9人以内

### 5 委員長及び副委員長

【規則第40条第2項、第3項】

委員長：小委員会委員のうち、審議会の会長が指名する者

副委員長：選任方法については、特に定めなし

### 6 委員任期

審議会委員任期（2年間）を1年ずつに分け、前期・後期を通じて、審議会委員全員が少なくとも1回は、小委員会委員を務めることとする。